

「簡易専用水道」・「小規模受水槽水道」検査の流れ

検査の前に、検査にあたってご用意いただく物や書類などの説明をさせていただきます。

1. 検査日のご連絡

検査員が、お伺いする日程について電話等で打合せさせていただきます。

2. 検査内容

① 現場検査

ア) 施設及びその管理の状態の検査

- ・水槽周囲及び本体
- ・水槽上部及び内部
- ・マンホール及びオーバーフロー管
- ・通気管及び水抜き管
- ・給水管の状態

イ) 給水栓の水質検査

- ・臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素

ウ) 書類整理に関する検査

- ・給水設備、配置図、系統図及び貯水槽周辺の構造物の配置平面図
- ・貯水槽清掃の記録
- ・貯水槽の管理点検記録
- ・水質検査の記録

② 提出書類検査（ビル管理法の適用を受ける施設「特定建築物」のみが対象です。）

- ア) 管理状況を示す書類の検査 ※（提出書類検査のご案内を参照してください）

3. 検査済証の交付

検査後、見やすい所に貼らせていただきます。



4. 検査結果の報告

検査終了後、検査結果書を作成し郵送させていただきます。
その際、請求書も同封させていただきます。

当日ご用意いただくもの

- ・貯水槽室のカギ
- ・貯水槽マンホールのカギ
- ・貯水槽マンホールの開閉道具（開閉時に専用の工具が必要な場合のみ）
- ・貯水槽の清掃記録
- ・水質検査結果
- ・給水設備点検票
- ・残留塩素測定表
- ・簡易専用水道検査結果書（提出書類検査の場合に必要です）